		経営に支障をきたすことが考えられるので、委託料の支払時期及び金額は、土地開発公社の用地費及び補償費の支払計画によるものとする。 【対応済】	
	【意見　７－12】 **業務効率化について** 　用地取得事務委託契約については、一部物件の移転未済により委託期間が延長されており、委託契約に係る用地取得契約をすべて締結した後も実績報告が月次で提出されている。また、県においても当該実績報告書を確認しているが、新たな用地取得契約の実績がないため、当該実績報告書は形式的なものであり、事務手続の非効率を招いている。このため、契約書で用地取得契約完了後の実績報告書の提出は不要の旨を規定しておくことや変更契約を行うことにより、県及び受託者双方の事務手続の効率化が望まれる。	（土木建築部） 　当該年度の計画に対する契約実績及び進捗率を把握するものであるが、計画に対する契約実績が100％に達した場合は、委託契約が継続していても報告する必要はない。 　委託契約書及び実績報告書の様式は、用地対策課が所管する「県土地開発公社（市町村土地開発公社等）に対する公共用地取得事務委託取扱要領」に基づき定められた様式である。委託契約書様式の実績報告に係る条文中に、計画を達成した場合は委託契約が継続していても報告する必要がない旨規定できないか、さらに実績報告書様式にその旨表示できないか検討する。 【検討中】	報告書 214ページ
大分挾間線踏切拡幅工事委託契約	【意見　７－13】 **委託起工開始前の文書の編綴について** 　ＪＲ九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。	（土木建築部） 　委託起工前の文書について、土木事務所での事前協議記録等の資料も同一の簿冊に編綴するなど、所属において簿冊の一覧性を高めた。 【対応済】	報告書 216ページ
豊肥本線朝地～緒方間98K500m第一大野川橋梁付近河川災害復旧工事委託契約	【結果　７－４】 **契約書等の記載金額単位について** 　協定書や資金決済関係書類については、必ず円単位で記載する必要がある。	（土木建築部・会計管理局） 　協定の締結及び資金決済書類提出時には、円単位で記載した書類を提出するよう相手方に求めた。 　担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 217ページ
	【結果　７－５】 **業務委託伺の決裁日について** 　業務委託伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	（総務部・土木建築部） 　当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 　担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 217ページ
	【意見　７－14】 **委託起工開始前の文書の編綴について** 　ＪＲ九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。	（土木建築部） 　委託起工前の文書について、土木事務所での事前協議記録等の資料も同一の簿冊に編綴するなど、所属において簿冊の一覧性を高めた。 【対応済】	報告書 218ページ
	【意見　７－15】 **ＪＲ九州との仕様と契約変更の合意について** 　ＪＲ九州に対して協定により委託した場合、当初の詳細設計の段階から協議を重ね協定を締結し、変更が生じた場合には事前に協議することが協定書で定められている。当該工事の最終段階において、大分県との事前協議も承諾もなしにＪＲ九州の判断により仕様範囲を変更しており、妥当な変更内容であるとはいえ、結果として県が負担する工事費が増加している状況にあるため好ましくない。よって、当初協定の目的の範囲にない事業内容を追加する場合には、必ず当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすべきである。	（土木建築部） 　ＪＲ九州と協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすることとしたい。 【検討中】	報告書 218ページ
	【意見　７－16】 **ＪＲ九州との協議や根拠資料の入手等の事務手順のあり方について** 　ＪＲ九州との協定（工事に関する委託）については、主に ・事前協議の透明性の確保 ・事後における資料の適切な入手 という点に関して、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠資料の入手等の事務手順のあり方を再検討し、委託業務に見合う証跡力や挙証可能性を高めていく努力を継続していく必要がある。	（土木建築部） 　ＪＲ九州に対して、事業内容の客観性と検証可能性を担保するため、根拠資料の入手の事務手順について協議を行う。 【検討中】	報告書 219ページ
治ダ委第２－54号玉来ダム本体工関連全体実施設計委託契約	【意見　７－17】 **審査委員の審査表の記載方法について** 　審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。	（土木建築部） 　審査結果の書換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】	報告書 220ページ
24地特街連都委第１号鉄道残存敷利活用検討プロセス支援業務委託契約	【意見　７－18】 **審査委員の審査表の記載方法について** 　審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。	（土木建築部） 　審査結果の書換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】	報告書 222ページ
スポーツ公園管	【意見　７－19】	（土木建築部）	

理運営委託契約	**委託業者の業況の確認について** 委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を受けることが望ましい。	指定管理者の経営状況の把握は重要であるため、１年に１回財務書類の提供について協力を求め、現況の把握を行うこととする。 【対応済】	報告書 223ページ
ハーモニーパーク管理運営委託契約	【意見　７－20】 **委託業者の業況の確認について** 委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を受けることが望ましい。	（土木建築部） 指定管理者の経営状況の把握は重要であるため、１年に１回財務書類の提供について協力を求め、現況の把握を行うこととする。 【対応済】	報告書 225ページ
	【意見　７－21】 **支出命令書の訂正について** 支出命令書の押印の訂正が修正テープによって行われていたが、修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正後の押印をすべきである。	（総務部・土木建築部） 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 225ページ
県営住宅等管理委託契約	【意見　７－22】 **再委託先との契約状況等の確認について** 少なくとも年に１回は再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の実地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。	（土木建築部・会計管理局） 今後所管課において再委託を認める場合には、再委託先の管理状況の確認を徹底する。 また、全庁的な対応としては、再委託先との契約の確認手続について、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】	報告書 228ページ
施委第６－24号 県立美術館工事監理等業務委託契約	【意見　７－23】 **契約事務の効率性について** 変更契約の対象となった業務はペデストリアンデッキの工事監理は当初予算の資料にも記載されているため、当初設計内容として反映することが妥当であるところ、変更契約の仕様追加として処理しているため変更契約事務は本来不要であったと考えられることから、契約事務の効率性を十分に考慮することが必要である。	（土木建築部） 契約変更により非効率が生じることがないよう、契約相手、内容及び期間が明確である場合は、当初契約の段階で一括して契約を行うこととする。 【対応済】	報告書 229ページ
施委第56－21号 教育センター大規模実施設計委託契約	【結果　７－６】 **委託起工伺の決裁日について** 委託起工伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	（総務部・土木建築部） 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 231ページ
	【意見　７－24】 **１者のみが参加した場合のプロポーザル方式の取扱いについて** プロポーザル参加が１者のみとなった場合の取扱いを明確にするため、「要領」等にて当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。	（土木建築部） 複数者の参加を前提とした要領となっているため、今後のプロポーザルにおいては、１者のみの参加となった場合の取扱いについて明確にすることとする。 【対応済】	報告書 231ページ
(8)企業局			
25北川ダム、北川水系発電所及び関連施設除草・維持管理業務委託契約	【結果　８－１】 **業務委託伺の決裁日について** 業務委託伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	（総務部・企業局） 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 232ページ
25北川ダムへい死に伴う状況等調査委託契約	【結果　８－２】 **支出負担行為決議書の決裁日について** 支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	（総務部・企業局） 当該支出負担行為決議書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、事業担当及び経理担当でチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 233ページ
	【意見　８－１】 **対応マニュアルの整備とモニタリングやマネジメントの活用について** 魚類へい死事故対応マニュアルなど対応方針書と手続書の整備と併せて、定期的かつ継続的なモニタリングを実施することで、適切に運用しノウハウを醸成していくとともに、当該ナレッジを他のダムにおけるモニタリングやマネジメントにも活用または応用していくことが望ましい。	（企業局） 魚類へい死事故については、「土木建築部危機管理マニュアル」に準じて対応することとした。 また、原因のダム湖内の酸素不足については、平成26年度に設置した自動水質計にて監視するとともに、平成27年度の実施データを蓄積した上で、工事に伴うダム湖の水位降下マニュアルを策定する予定である。 なお、今回の原因や対応策については、今後も他のダム管理者等へ各種協議会や会議の際、随時情報提供を行っていく。 【対応済】	報告書 234ページ
ポリ塩化アルミニウム購入委託契約	【意見　８－２】 **反社会勢力の確認について** 一般競争入札参加者が反社会的勢力に該当しないか事前に検討を行うべきである。	（企業局） 一般競争入札の公告文に暴力団等の契約からの排除の項目を入れ、相手方に周知する。 【対応済】	報告書 235ページ
判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託契約	【意見　８－３】 **反社会勢力の確認について** 委託先が反社会勢力でないか事前に検討を行うべきである。	（企業局） 入札参加資格や誓約書で該当しないか確認するとともに、委託の仕様書に暴力団等の契約からの排除の項目を入れ、相手方に周知する。 【対応済】	報告書 237ページ

大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託契約	【結果　８－３】 **積算書の評価体制について** 　ＩＴ調達の見積の積算結果の妥当性について、企業局内では知事部局のように評価できる体制が整備されていない。	（企業局） 　積算結果の評価には相当のＩＴの知見が必要であることから、今後は知事部局で実施している情報システム運用保守審査要領による自主審査を行った上で、商工労働部情報政策課の審査を受けることとする。 【対応済】	報告書 238ページ
	【意見　８－４】 **契約金額の妥当性の明確化について** 　随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	（会計管理局・企業局） 　契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 　また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 238ページ
(9)病院局			
病院局全体に共通した事項	【意見　９－１】 **書類の決裁日欄の検討と決裁日の明示について** 　病院局においては、委託伺等に決裁日欄がないため、決裁日が記載されていない。 　大分県立病院会計規則及びその規則様式においては、決裁日の記載欄が設けられていないものの、起票日と決裁日が一致するとは限らず、事前にいつ決裁を受けているかを明示する根拠となることから、決裁の時点確定的な証跡を明示するために、決裁日の記載欄を設けることを検討することが望ましい。	（病院局） 　様式に決裁日の記載欄を設けるよう変更することとした。 【対応済】	報告書 239ページ
	【意見　９－２】 **有効な内部牽制組織のあり方について** 　契約担当課等が会計管理課となっている委託契約については、会計管理課の中に会計班と物品・施設管理班とが並列的に組織されているため、契約の承認者と支出事務担当者、承認者と合議者が同一の担当課等内となっている。 　これらが同一組織内となっている場合には、承認機関と審査機関と支出機関とが一致するため、実質的に内部牽制が機能しづらい組織構造となってしまう。 　したがって、物品管理班と施設管理班を会計管理課から分離するなどにより、組織を見直すか、代位決裁者を定めるなどの方法により、内部牽制機能の有効性を担保する仕組みづくりが必要と考えられる。	（病院局） 　大分県病院局事務決裁規程別表において、支出負担行為及び支出の決定については、項目及び金額による決裁事項の定めがある。 　契約金額等によっては、院長又は事務局長の決裁事項に属するものもあり、病院局では、当該規程に沿って適正な契約又は支出であるかを、それぞれの権限と責任において判断している。このため、現在の組織においても有効な内部牽制が働いていると考えている。 　なお、意見の趣旨を踏まえ、病院局内部での相互のチェック機能については、組織の在り方を含め絶えず検証を行っていく。 【対応困難】	報告書 239ページ
病院総合情報システム運用保守業務委託契約	【意見　９－３】 **契約金額の妥当性の明確化について** 　随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	（会計管理局・病院局） 　契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 　また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 240ページ

血液検査支援システム保守委託契約	【意見　９－４】 **契約金額の妥当性の明確化について** 　随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	（会計管理局・病院局） 　契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 　また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 242ページ
磁気共鳴断層撮影装置保守委託契約	【結果　９－１】 **予定価格の根拠となる内容の明確化について** 　設計額の基礎として入手した参考見積書には、「内容別紙」と記載されているものの、フルメンテナンス年間保守契約における点検の回数など内容の明示がない。 　内容が明確になっていないままこの参考見積書の金額どおり予定価格を決定するのは適切といえないことから、設計の根拠となる内容は明確にした上で契約事務を進めることが必要である。	（病院局） 　当初、参考見積書を徴した時には保守点検の内容を明示した「別紙構成内容表」が提出されていたが、平成24年度の契約関係簿冊に添付をしていなかった。平成25年度以降の契約関係簿冊には参考見積書に別紙として添付している。 　今後とも設計の根拠となる内容が確認できるような事務処理を行っていく。 【対応済】	報告書 243ページ
	【意見　９－５】 **リモート診断24時間対応業務の履行確認について** 　委託業務の仕様の一つに「リモート診断24時間対応」の業務があるが、当該業務に係る成果物が保管されていないため、業務の履行を客観的かつ明瞭に確認できるよう業務の経過を明示した成果物を入手することが必要である。	（会計管理局・病院局） 　リモート診断24時間対応業務の履行確認については、成果物を確認の上、保管することとする。 　また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 243ページ
	【意見　９－６】 **保守実施報告書の日付の訂正について** 　委託先から提出された保守実施報告書のうち平成26年３月分について、担当者による日付の強制修正の痕跡が見受けられた。担当者は報告書の提出者でないのであるから、日付が妥当でない場合は原則として、委託先に再提出を求めるか、委託先に日付を訂正してもらうべきである。	（総務部・病院局） 　担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 243ページ
全身用Ｘ線コンピューター断層撮影装置保守委託契約	【意見　９－７】 **予定価格調書の金額修正について** 　予定価格調書であらかじめ印字した金額を専決権限者が訂正する場合は、余白に記入するだけでは数値が	（総務部・病院局） 　予定価格調書の金額を訂正する際は、契約担当者（専決権限者）自らが訂正前の金額に訂正印を押印しなければならないことについて、文書	報告書 244ページ

	２つ存在し紛らわしいため、訂正前の金額は訂正印を付して無効処理したことを明示することが望ましい。	による通知や研修等で注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	
	【意見　９－８】 **再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について** 　100％の再委託が予定されている契約においては、再委託の禁止が明文化されるのは不自然であるため、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と契約書において規定する方が望ましい。	（病院局） 　100％の再委託が予定されている契約においては、再委託が可能であることを明記するよう契約書の文言を改める。 【対応済】	報告書 245ページ
	【意見　９－９】 **再委託の申請承認文書の編綴について** 　上述した再委託の申請文書の提出を受け承認しているが、契約関係簿冊と別の簿冊に編綴しており、一覧性を高めるためできるだけ同一の簿冊に編綴するよう留意されたい。	（病院局） 　同一の支出関係書類については、同一の簿冊に編綴するよう、所属において徹底した。 【対応済】	報告書 245ページ
施設維持管理業務委託契約	【意見　９－10】 **再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について** 　多くの再委託が通常見込まれる契約においては、契約書において再委託の禁止が明文化されるよりも、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と規定する方が望ましい。	（病院局） 　当該契約においては再委託を承諾できない業務内容があるため、大分県契約事務規則第８条の規定に則って再委託を禁止する文言としている。 【対応不可】	報告書 246ページ
	【意見　９－11】 **効率的な契約更新事務について** 　本件では平成25年６月の１箇月間だけ随意契約により業務を行っているが、契約更新のための十分な準備を実施しておけば当該契約は回避できた可能性も想定されるため、スムーズで効率的な更新契約手続が行われるような事務の調整のあり方を検討されたい。	（病院局） 　長期継続契約全般について、スムーズで効率的な契約更新手続を行うため、十分な準備期間を確保できるようスケジュール調整を行った。 【対応済】	報告書 247ページ
医事業務等委託契約	【意見　９－12】 **追加業務の統一的取扱いについて** 　同一業務を複数業者（委託契約先）に変更契約等で追加する場合には、部局内で協議し、統一的に変更契約事務を行うことが望ましい。	（病院局） 　同一業務を複数の既委託業者へ追加委託する場合に、追加業務の内容を検討、分析し、部局内で協議を行った上で、統一的な変更契約事務が行われるようにする。 【対応済】	報告書 248ページ
患者給食業務委託契約	【意見　９－13】 **積算の根拠資料について** 　積算に用いた単価を変更した場合は、変更が承認された文書を作成した上で保管することが望ましい。	（会計管理局・病院局） 　契約金額の変更にあたっては、妥当性の検討や必要書類の添付を所属において徹底するとともに、契約金額の変更する際のポイント等について、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 249ページ
(10)教育庁			
緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託契約	【結果　10－１】 **完了検査通知書の日付の記載について** 　緊急雇用チェックリストに基づく	（総務部・教育庁） 　当該完了検査通知書の決裁日と施行日を確認し、記入した。 　担当職員の不注意や文書管理事務	報告書 251ページ

	完了検査の雇用人材課あて通知決裁日と施行日の記載がない。特に決裁日の記載がなされていないと、組織として意思決定がなされた日付が不明となる。起案日は平成26年６月13日であり、６月15日までに雇用人材課あて通知することからおよその推定は成立するものの、必要な項目は確実に記入されたい。	等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	
	【意見　10－１】 **金額把握のための明瞭表示について** 　委託先から入手している見積書の記載のうち、各項目の金額における消費税の内税・外税の関係や、表上部のまとめの記載金額と下の明細内訳の金額との関係性が分かりにくい。明瞭性と検証可能性を高めるため、もっと総括金額と明細金額との関連性、特に内税と外税が簡潔に分かるようなフォームを先方に要望することが望ましい。	（会計管理局・教育庁） 　委託先から見積書を入手する際は、明確・明瞭なものとなるよう依頼し、所属において確認を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 251ページ
	【意見　10－２】 **遊休資産の有効活用について** 　未利用教育財産台帳整備の対象となった遊休資産の利活用や売却などの有効活用のスキームをできるだけ効果的かつ迅速に策定することが望ましい。	（教育庁） 　遊休資産の更なる利活用を進めるため、「大分県新県有財産利活用推進計画」に基づき、廃止された県立学校の跡地や農業高校の学校農場跡地等教育庁所管の対象財産については、平成27年度までの売却又は貸付に向け、関係部局とも連携して計画的に取り組んでいる。 　引き続き、地元市町村等への働きかけを進め、市町村への売却や農業参入者等への学校農場の売却・貸付等に取り組む。 【対応済】	報告書 251ページ
25学校図書館活用教育支援事業学校図書館機能アップ支援業務委託契約	【意見　10－３】 **委託業者の業況について** 　委託業者の業況を把握し、委託業者が業務を継続して遂行できるかどうかを検討することが望ましい。	（教育庁） 　平成27年度の応募事業者については、財務諸表で業況を確認したことに加えて、企業グループ全体の業況も確認した。その上で、委託事業の遂行能力に問題はないと判断した。 【対応済】	報告書 252ページ
大分県立図書館サービス業務委託契約	【意見　10－４】 **委託業者の決定方法について** 　適切な業者を選定するため、仕様書の内容や契約方法を工夫すべきである。	（教育庁） 　平成27年度からの新たな事業者選定にあたっては、仕様書にカウンター業務に係る従業員の配置基準を示すとともに、契約方法については、一般競争入札から企画提案方式（プロポーザル方式）に変更した。 【対応済】	報告書 253ページ
風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃委託契約	【結果　10－２】 **実施伺の決裁日の記載について** 　平成23年３月23日に起票された当該委託業務の実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。起票日と決裁日が一致するとは限らないため、決裁の時点確定的な証跡を明示すべきである。	（総務部・教育庁） 　当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 　担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 　また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行	報告書 255ページ

		い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	
	【結果 10－３】 **年次委託業務完了届の確実な提出について** 委託先である(社)大分県手をつなぐ育成会から、月次業務完了報告書は入手していたが、年間の委託業務完了届が提出されていなかった。委託業務全体の完了を確認するため、確実に提出を求め保管する必要がある。	(会計管理局・教育庁) 指摘を踏まえ委託業者に対して契約書に基づいた年間の委託業務完了届の提出を徹底するよう指導した。平成25年度については、監査後直ちに受領した。平成26年度についても受領済みである。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 255ページ
	【意見 10－５】 **設計金額の見直しについて** 予定価格決定段階で予算上の制約を勘案するのではなく、設計積算の段階でこれを念頭に置いて積算根拠となる業務数量または単価を見直すことが合理的である。	(教育庁) 当該設計金額は平成23～25年度に渡る長期継続契約に係るものであり、平成26～28年度に渡る長期継続契約も受検の時点で既に締結済であったため、平成29年度以降の業務委託設計を行う際には、予算の範囲内で、業務数量または単価を見直し、設計積算を行うこととする。 【対応済】	報告書 255ページ
(11)警察本部			
緊急雇用初動捜査強化対策事業委託契約	【結果 11－１】 **決裁日付の記入について** 事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	(総務部・警察本部) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 256ページ
捜査支援（緊急配備支援）システム保守点検委託契約	【結果 11－２】 **決裁日付の記入について** 事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	(総務部・警察本部) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 258ページ
免許センター設備保守委託契約	【結果 11－３】 **支払期日の遵守について** 契約書に記載されている支払期日が遵守されておらず、契約違反の状態となっている。	(会計管理局・警察本部) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 258ページ
運転者管理システム改修委託契約	【意見 11－１】 **契約金額の妥当性の明確化について** 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	(会計管理局・警察本部) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 260ページ
更新時講習業務委託契約	【意見 11－２】 **積算における諸経費率の適用について** 設計積算において、人件費以外に、詳細の講習機材・講習テキスト・車両費の物件費の積算によっており、必要経費が個別に積み上げられていることから勘案すると事業費に対する掛け目で諸経費を積算するのは不適当である。	(会計管理局・警察本部) 指摘を受け、諸経費率を適用せず、経費の積み上げによる算出方法に変更した。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 262ページ
	【意見 11－３】 **積算における物件費の参考見積の入手方法について** 一部の物件費の設計積算に際して、１者から参考見積を入手して算定しているが、できれば２者以上から参考見積を入手して、積算価格をより経済的かつ合理的に算定することが望ましい。	(会計管理局・警察本部) 指摘を受け、２者以上からの参考見積を徴取することとした。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 262ページ
庁舎設備等運転管理業務委託契約	【意見 11－４】 **再委託に関する判断根拠の文書化について** 例外的に委託先から再委託先へ業務委託する場合には、判断根拠を文書化した上で所定の決裁を受けるべきである。	(会計管理局・警察本部) 平成27年度契約分より委託先から再委託理由を書面で提出させ、契約書にある「合理的に必要な最小限の範囲」であることを確認した上で署長決裁を受けることとした。 また、全庁的な対応としては、再委託の申請や承認の方法は事前に書面等によるものとし、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】	報告書 264ページ

(注) 表中の「報告書」とは、平成27年３月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第575号により公表された「平成26年度包括外部監査結果報告書」である。

平成25年３月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について)

監査の結果　項目	監査の結果	措置の内容	備考
福祉保健部 大分県災害救助基金	【監査意見】 当基金及び備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われているが、業務の効率化を図るため生活環境部防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。	災害救助基金は災害救助法に基づいて積み立てられた基金であり、同法が厚生労働省所管であったために福祉保健部が所管してきた。 国において、平成25年度に同法の所管を内閣府に移管したこと等も踏まえ、移管について生活環境部と協議を行ってきた。 協議の結果、防災対策担当課は有事の際、災害対策本部の総合調整機能を担うため災害救助法事務に必要な人員を割くことができないこと、また平時においても業務を全庁で分散する方が機動的に対応できることから、当該業務については引き続き福祉保健部地域福祉推進室が所管すべきと判断した。 なお、当該業務は、大分県災害対策本部の支援物資部支援物資班（班長：商工労働企画課長）の分掌であり、商工労働部と連携し、有事の際に迅速かつ効率的に物資が供給できるよう努めてまいりたい。 【対応済】	報告書 81ページ
福祉保健部 大分県立病院運営資金貸付金、三重病院運営資金貸付金	【指摘事項】 病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上も早急に策定される必要がある。	県立病院の経営状況を考慮しながら、返済方法や返済時期等について病院局と協議し、平成27年度末までに返済スケジュールを策定することとしている。 【検討中】	報告書 132～133ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成25年３月29日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第544号により公表された「平成24年度包括外部監査結果報告書」である。

平成24年３月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

（監査テーマ：大分県における補助金等について）

監査対象補助金名	監査の結果	措置の内容	備考
商工労働部 小規模事業経営支援事業費補助金（大分商工会議所）	【監査意見】 **経営指導員の配置について** 本所のほか市内６箇所に経営相談センターを設置しており、会計は統合されているものの、それぞれに経営指導員を配置している。経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例の比較検討、指導員の間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所１箇所の所属として、お互い切磋琢磨することによってその能力をより高めていく必要がある。	大分商工会議所の「支所及び経営相談センター統廃合ＷＧ会議」を経て、正副会頭会議において、経営指導員の本所集約によって事業者に対するきめ細やかな対応が困難となり利便性が低下するおそれがあることから、当面、集約は行わないことが決定された。 なお、経営指導員の業務能力の向上については、経営指導員18名全員による月２回の「経営指導会議」で培われている。県所管課でモニタリングしている各種成果指標の実績もほとんどが計画を大きく上回るなど成果を上げていることから、県としても引き続き経営指導員の能力向上に向けた取組を支援していく。 【対応困難】	報告書 62ページ
農林水産部 農業振興運動推進事業費補助金	【監査意見】 **組織体制について** 振興協議会は、旧農業振興対策協議会の活動を引き継いだ農業振興班、旧園芸振興協議会の活動を引き継いだ園芸振興班、水田農業改革推進協議会の事業を行う水田農業班の３班に分かれている。 この３班の事業のうち水田農業班の事業については、従来から水田農業改革推進協議会（平成23年６月より農業再生協議会に改称）の事業として行われているため、振興協議会の総会資料を見ても報告事項としてあげられているだけで、水田農業班の歳入・歳出予算案等が採決されることはない。 このように水田事業が別の協議会の事業として扱われていることを考えると、農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す団体としては、組織として過渡期にあると言える。 そもそも振興協議会の事業目的として、ア農業・農村に関すること、イ園芸の振興に関すること、ウ水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞った上でそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのではないだろうか。	大分県食料・農業・農村振興協議会は、平成27年７月１日に開催された総会で解散が承認された。それに伴い、農業振興班、園芸振興班は廃止した（水田農業班は平成24年度に廃止）。 なお、園芸振興班に代わる組織として、園芸品目の産地拡大、革新的技術導入の推進等を図ることを目的とした「大分県園芸活性化協議会」を平成27年４月に設立した。 農業振興班が所管してきた事務は大分県が直接執行している。 【対応済】	報告書 105ページ
	【監査意見】 **事務コストについて** 事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置している。各班が別々に事業を実施していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠けるし、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。 園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在り方を検討する余地がある。	大分県食料・農業・農村振興協議会は、平成27年７月１日に開催された総会で解散が承認された。それに伴い、農業振興班、園芸振興班は廃止した（水田農業班は平成24年度に廃止）。 なお、園芸振興班に代わる組織として、園芸品目の産地拡大、革新的技術導入の推進等を図ることを目的とした「大分県園芸活性化協議会」を平成27年４月に設立した。 農業振興班が所管してきた事務は大分県が直接執行している。 【対応済】	報告書 105ページ
農林水産部 水田農業構造改革対策推進事業費補助金	【監査意見】 **再生協議会の組織等について** 再生協議会は農業者戸別所得補償制度の円滑な実施に当たることを目的として設置されたものの、従来から存在した水田協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理、統合し効率化を図る目的もあったと思われる。 しかし、現状は今でも３つの協議会が従前からの事業を各々別個に実施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するに当た	国の指導の下、農業再生協議会の設置に当たって、担い手育成総合支援協議会と耕作放棄地対策協議会を構成員として加え、関係部署が連携して円滑な事業実施に努めている。また、それぞれの協議会の目的に沿った活動ができるように、県、団体の関係部署に事務局を設置し、関係する組織が密接に関与して各協議会の目的とする事業を効率的に実施している。 協議会活動の内容は、協議会が直	報告書 120ページ

	り現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆくは事務局を一本化することも必要と考える。 　また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。	接事業実施するものや地域協議会へ助成金を交付するものなど事業内容や交付金の流れが異なるため、協議会を統合し事務局を一本化することは事業の簡素化やコスト削減にはつながらないと考える。 　また各協議会の構成員や業務が異なり、それぞれの協議会の業務に精通した人員の再配置、若しくは新たな人員の確保や事務局の設置が必要となる。 　なお、平成30年度を目途に米政策見直しが行われることから、それまでの間に、国の動向を踏まえて必要な見直しを行うこととする。 【対応済】	
教育庁 　大分県文化関係団体補助金	【監査意見】 **事務局の独立性について** 　県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっているとのことである。 　資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。 　九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っているということであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。 　各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。	平成27年度は、ユネスコ九州ブロック研修会や募金活動の運営、及びユネスコ新聞作成に係る業務についてユネスコ会員側に担ってもらうこととした。 　ユネスコ協会連盟事務局を大分県より独立させる方向で、引き続き関係者で協議を進めていく。 【検討中】	報告書 144ページ

（注）表中の「報告書」とは、平成24年３月30日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第527号により公表された「平成23年度包括外部監査結果報告書」である。